

総合医療保障プラン

リリーフ

保険期間

2024年12月1日午後4時から2025年12月1日午後4時まで1年間。
新規加入（被保険者、またはオプションの追加を含む）、または上記保険期間中に変更となる場合は補償開始時刻が午前0時です。

この制度は毎年12月1日が更新日となる1年毎のご契約です。保障内容、月払保険料、保険金支払基準等の改定が行われた場合は当初のご加入日に関わらず、改定後の内容で自動更新されますので、ご継続の方も本冊子を必ずご一読ください。

リリーフはこんなとき皆さまのお役に立ちます！

リリーフの基本補償には「天災危険補償特約」が付帯されています。

地震・噴火、またはこれらを原因とする津波によるおケガの場合も保険金支払いの対象となります。

組合員ご本人が
地震により転んで骨折し、
入院した
⇒ケガの治療費
⇒お給料の補てん



子どもが部活で
ケガをした
⇒ケガの治療費



買い物の時に
スマホを落として
こわした
⇒携行品の修理代



妻が乳ガンで
入院した
⇒病気の治療費



リリーフの保険金支払件数

現在リリーフにご加入いただいている組合員数が約1.6万人であることから、組合員4人に1人の割合で保険をご利用いただいています。

	2020年度	2021年度	2022年度
基本補償	2,119件	2,077件	1,892件
本人・家族医療、医療オプション	1,957件	3,660件	2,382件
合計件数	4,076件	5,737件	4,274件

※2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりお支払件数が増加しております。

保険料は全国電力生協連のスケールメリットによる割引が適用されています。

保険料はなんと最大 **約59%割引**

全国の電力関連産業で働く約21万人が
加入されている保険です。

生協ホームページ
動画もご覧ください



2024年度の変更点について

1. 「本人・家族医療」、「医療オプション」にご加入いただける親族の範囲が広がります

お子さま、兄弟姉妹については同居別居、既婚未婚を問わずご加入いただくことができるようになりました。また、別居の両親については、本人・家族医療ならびに介護補償以外の医療オプションにご加入いただくことができるようになりました（引き続き、介護補償のみに加入いただくことも可能です）。なお、基本補償「家族向けコース」で補償される方の範囲は、本人と配偶者、本人または配偶者と同居の親族、別居の未婚の子のみで変更ありません。所得補償・長期所得補償は組合員本人のみ補償対象となります（P44、45）。

■本人・家族医療、医療オプションに加入できる方

組合員本人との関係	配偶者	子ども	兄弟姉妹	両親	祖父母	孫
同居	○	○	○	○	○	○
別居	○	◎	◎	◎	×	×

◎：今回の変更で加入することが可能となった続柄

○：変更前から加入可能な続柄

2. 「本人・家族医療」、「医療オプション」の加入可能年齢が広がります（P38～41）

「人生100年時代」を見据え、100歳まで継続してご加入いただくことが可能となりました。

■本人・家族医療、医療オプションの加入可能年齢

	本人・配偶者		親族 (子ども、兄弟姉妹、 組合員本人と同居の親族)		両親 (同居・別居問わず)	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続
本人・家族医療					69歳	100歳
介護補償以外の医療オプション	69歳	100歳	69歳	100歳		
介護一時金・介護年金					74歳	

3. 医療オプションの先進医療費用が高度医療費用にバージョンアップ、2,000万円を限度に補償します（P40）

病気やケガにより、保険期間中に日本国内で「先進医療」「拡大治験」「患者申出療養」を受けた場合、それらに要する費用および交通費および宿泊費を2,000万円を限度に補償します。先進医療費用にご加入の皆さまは、高度医療費用への加入に移行します。

4. 加入申込票、加入者証の住所情報を非表示とします

転居や単身赴任でもリリーフの住所変更の手続きは不要となります。生協の登録住所は右のマイページから手続きください。

なお、加入者証に住所の記載がなくても借家人賠償責任特約は、被保険者が居住する賃貸物件での事故が補償の対象となります。

マイページはこちら



東北電力生協がおすすめる加入例

1 20代 独身者向け



社会人として責任を持ち始める年代。レジャーに関するリスクを中心に保険で備えましょう。

「ケガ」、「賠償責任」、「携行品」のリスクを中心に、最低限の病気の補償に備えましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	個人向け ベーシックプラン17コース +借家人賠償
本人・家族医療	日額2,000円
月払保険料	1,520円

〈20歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額	
基本補償	傷害	死亡・後遺障害	300万円
		入院日額	5,000円
		通院日額	3,000円
		手術補償(入院中)	5万円
基本補償	日常生活賠償	3億円	
	携行品損害	20万円	
	借家人賠償	1,000万円	
本人・ 家族医療	入院日額	2,000円	
	病気による手術	実費100万円まで	

3 40代 夫婦+子向け

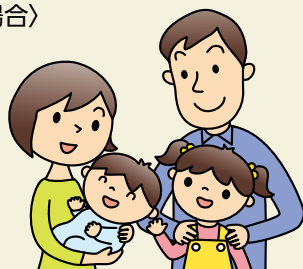


お仕事では、職場で中心的な役割を担い、ストレスもたまる年代。家族も成長し、学費など支出も多くなります。病気が心配になる世代。医療補償を充実させましょう。長期間、就業できないリスクも念頭に所得補償、長期所得補償を見直しましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	家族向け ベストプラン2コース
本人・家族医療	日額6,000円
月払保険料	10,498円

〈40歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額	
基本補償	傷害	死亡・後遺障害(本人)	1,000万円
		死亡・後遺障害(家族)	950万円
		入院日額	10,000円
		通院日額	6,000円
		手術補償(入院中)	10万円
基本補償	日常生活賠償	3億円	
	携行品損害	20万円	
	所得補償	日額6,000円	
	長期所得補償	月額10万円	
本人・ 家族医療*	入院日額	6,000円	
	病気による手術	実費100万円まで	

*本人・家族医療に組合員本人のみ加入した場合

ご自身のライフステージに合わせ、加入コースを検討しましょう！

2 30代 夫婦向け



結婚し家族への責任が発生します。家族が増えたら、個人向けコースから家族向けコースに変更しましょう。また、働けなくなるリスクに備え、所得補償、長期所得補償に加入しましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	家族向け ベストプラン1コース
本人・家族医療	日額4,000円
月払保険料	5,232円

〈30歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額	
基本補償	傷害	死亡・後遺障害(本人)	500万円
		死亡・後遺障害(家族)	450万円
		入院日額	5,000円
		通院日額	3,000円
		手術補償(入院中)	5万円
		日常生活賠償	3億円
		携行品損害	20万円
		所得補償	日額3,000円
		長期所得補償	月額10万円
	本人・ 家族医療*	入院日額	4,000円
病気による手術		実費100万円まで	

4 60代 子どもが独立した夫婦向け

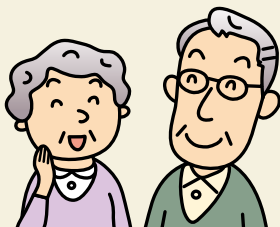


退職とともに、所得補償に備える保険は加入できなくなります。入院のリスクが高まり、介護が気になる年代に。これまで加入していた医療補償をベースに、介護補償にも加入しましょう。

●おすすめコース

	加入コース
基本補償	家族向け ベーシックプラン7コース
本人・家族医療	日額4,000円
医療オプション	介護一時金+介護年金
月払保険料	8,880円

〈60歳の場合〉



●主な補償内容

	担保種目	保険金額	
基本補償	傷害	死亡・後遺障害(本人)	500万円
		死亡・後遺障害(家族)	450万円
		入院日額	5,000円
		通院日額	3,000円
		手術補償(入院中)	5万円
		日常生活賠償	3億円
		携行品損害	20万円
		入院日額	4,000円
	本人・ 家族医療*	病気による手術	実費100万円まで
		医療 オプション	介護一時金(要介護2)
		介護年金(要介護2)	120万円

ステップ

1 基本補償

リリースの選べる **3** つのプラン (ベストプラン、ベター

ベストプラン (1~3、11~13コース)

ベタープラン (4~6、14~16コース)

ベーシックプラン (7~9、17~19コース)

全プラン共通の 4 つの補償

●ケガの補償(傷害)

天災危険補償つき

国内・国外を問わず、日常生活における様々なケガを補償します。
(支払保険金(見込) 30万円以下の場合、原則診断書の提出が省略できます。)

●自身の持ち物への補償(携行品)

自己負担額
一事故3,000円

保険期間中
20万円限度

外出先での偶然な事故により携行品を落として壊したり、盗まれたりした場合等の損害を補償します。

●他人への賠償(日常生活賠償)

示談交渉サービス
(国内事故のみ)

3億円限度

日常生活において、ご自身またはご家族の方が他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したりした場合等の法律上の賠償責任を補償します。
※各自治体の条例による自転車賠償保険加入義務化にも対応します。

●自身が被害に遭った時の補償(被害事故)

国内外においてご本人やご家族の方がひき逃げ事故などにあい、死亡されたり、重度後遺障害の状態になられた場合に、1事故1,000万円限度に補償します。

個人コースに加入してもご家族が補償対象になります!

給与の補償

1年目

所得補償

日本国内外問わず病気やケガで医師の指示により連続5日以上会社を休んだ場合に**休職初日から最長1年間**を限度にお支払いします。

- ◆入院のみならず、医師の指示による**自宅療養**も補償
- ◆約款所定の精神障害や地震等の天災によるケガでの就業不能の補償
- ◆妊娠に伴う身体障害(「療養の給付」等の対象となる妊娠、出産、早産または流産)によって被った身体障害による就業障害も補償

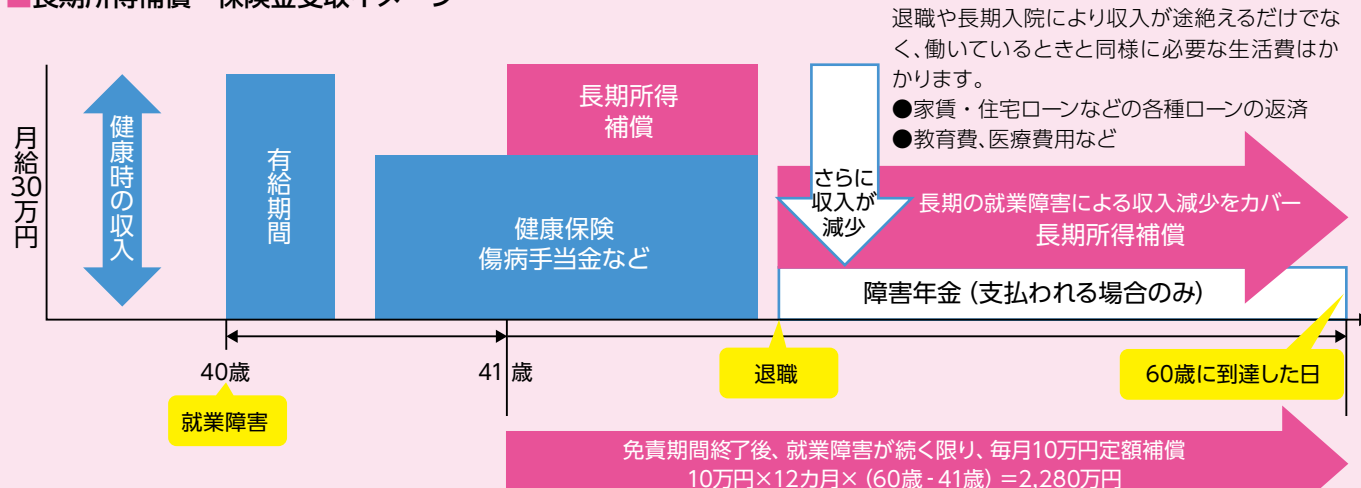
2年目

長期所得補償

日本国内外問わず、ベター害発生から**366日以降、最**

- ◆入院のみならず、医師の指示
- ◆地震等の天災によるケガで
- ◆精神障害(統合失調症、躁病、)
- ◆三大疾病の場合は、免責期間

長期所得補償 保険金受取イメージ



就業障害が続く限り、傷病手当金受給、障害年金(支払われる場合のみ)の有無にかかわらず、**60歳まで定額補償**されます!

基本補償オプション

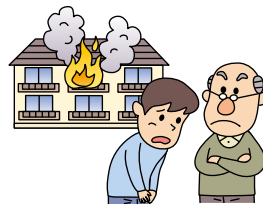
借家人賠償キッズ借家人賠償※

日本国内で、賃貸マンション、借家(社宅・寮を含みます)などにお住まいの方が、破損や汚損等により借りている個室に損害を与えた場合、貸主に対する法律上の損害賠償責任等を補償します。

1事故につき **1,000万円** or **2,000万円**
(修理費用補償は100万円限度)

※キッズ借家人賠償については傷害死亡・後遺障害補償あり

- 賃貸住宅、寮に入居の方は大家さんから加入を求められることがあります。
- 一人暮らしのお子さまにキッズ借家人賠償を！



ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内のゴルフ場において、ゴルフの競技中にホールインワン・アルバトロスを達成し、慣習として記念品購入費用や祝賀会費用等を負担した場合に補償します。

- 原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細はP140～141をご参照ください。
 - ①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合
 - ②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

1事故につき **30万円** or **50万円**

プラン、ベーシックプラン)



自転車条例にも
対応します！



から最長60歳まで

(GLTD)

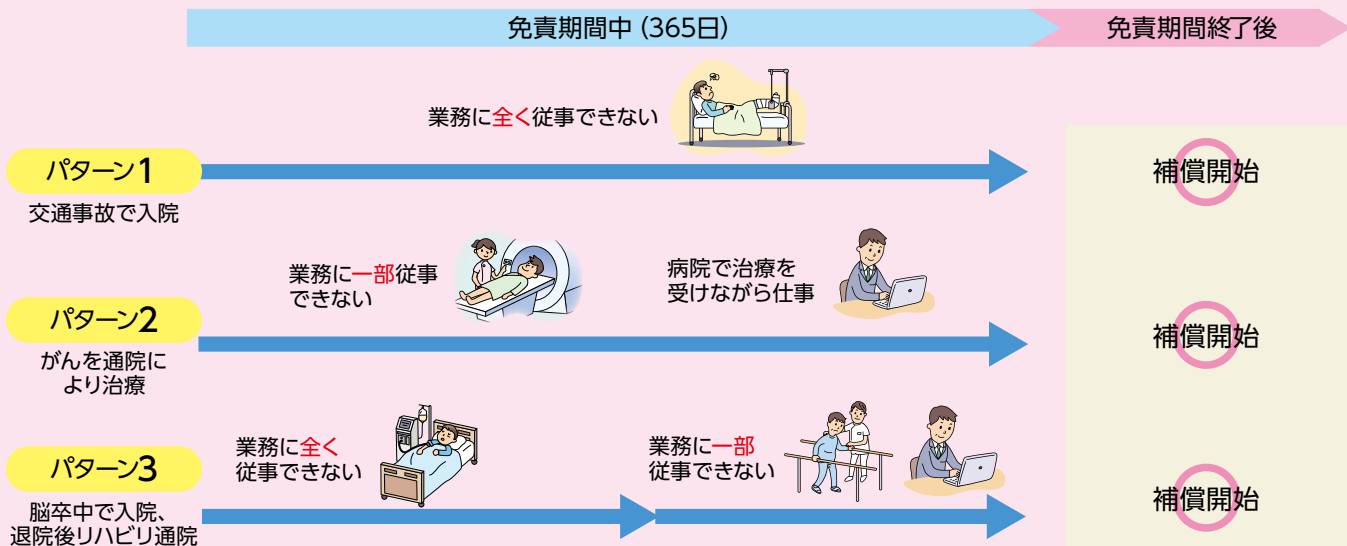
プランの「所得補償」ではカバーできない就業障
長60歳までを限度にお支払いします。

による**自宅療養**も補償
の就業障害の補償

うつ病、パニック障害等)について最長2年まで補償
中に治療を続けながら業務に復職した場合でも補償



■就業障害定義緩和(三大疾病) 特約の補償イメージ図



基本補償

正式名称
 (長期所得補償以外)団体総合生活補償保険(標準型)
 (長期所得補償)団体長期障害所得補償保険

家族向けコース一覧

ご家族の人数が何人でも保険料は同一です。

- 保険期間1年
- 適用割引^(※1): 団体割引30%、大口契約割引10%、優良割引35%
- 所得補償: 免責(フランチャイズ)期間4日、てん補期間1年
- 長期所得補償: 免責期間365日、てん補期間60歳に達した日まで^(※2)

補償内容	ベストプラン			ベタープラン			ベーシックプラン			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
死亡補償	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	ケガ ^(※3) 家族 ^(※5)	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			500万円		
	ケガ・天災 ^(※4) 家族 ^(※5)	450万円			450万円			450万円		
後遺障害補償 (最高補償額)	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円
	ケガ ^(※3) 家族 ^(※5)	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円	450万円	950万円	1,450万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			500万円		
	ケガ・天災 ^(※4) 家族 ^(※5)	450万円			450万円			450万円		
手術補償	ケガ ^(※3) 本人・家族 ^(※5)	入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額×5(倍)								
	ケガ・天災 ^(※4) 本人・家族 ^(※5)	入院中の手術: 傷害入院保険金日額×10(倍)								
入院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人・家族 ^(※5)	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人・家族 ^(※5)	5,000円			5,000円			5,000円		
通院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人・家族 ^(※5)	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人・家族 ^(※5)	3,000円			3,000円			3,000円		
被害事故補償	ケガ ^(※3) 本人・家族	1,000万円			1,000万円			1,000万円		
所得補償 ^(※6,7)	ケガ・天災 ^(※4) 本人	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	—		
長期所得補償 ^(※7)	ケガ・天災 ^(※4) 本人	月額10万円			—			—		
日常生活賠償 ^(※8)	本人・家族	3億円限度			3億円限度			3億円限度		
携行品損害 ^(※8)	本人・家族	20万円限度			20万円限度			20万円限度		

(※1) 補償項目によっては一部の割引が適用されません。(※2) 60歳に達した日とは、60歳の誕生日の前日をいいます。免責期間の終了日の場合も含まれます。ただし、精神障害による就業障害の場合はてん補期間にかかわらず、24ヶ月が限度となります。(※3) 「ケガ」に記載された補われています。(※5) 配偶者・親族1人あたりの補償金額です。(※6) 所得補償の保険金額は月額で設定されており、1ヶ月を30日として計算しをお決めいただく必要がありますので、詳細はP134「契約概要のご説明1. (5) 引受条件」をご覧ください。(※8) 日常生活賠償、携行品損害

月払保険料 (単位: 円)	組合員本人満年齢 (単位: 歳)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		17~19歳	4,056	7,136	10,196	3,670	6,750	9,810	3,200	5,810
20~24	4,226	7,466	10,706	3,840	7,080	10,320				
25~29	4,340	7,650	10,960	3,920	7,230	10,540				
30~34	4,582	8,052	11,522	4,080	7,550	11,020				
35~39	4,892	8,542	12,182	4,250	7,900	11,540				
40~44	5,368	9,248	13,108	4,470	8,350	12,210				
45~49	5,960	10,080	14,190	4,710	8,830	12,940				
50~54	6,290	10,530	14,770	4,840	9,080	13,320				
55~59	6,390	10,720	15,020	4,920	9,250	13,550				
60~64	—	—	—	4,950	9,300	13,640				
65~69	—	—	—	5,340	10,100	14,830				
70~	—	—	—	—	—	—				

・保険料は、保険始期日(2024年12月1日)時点の満年齢によります。・保険料は男女共通です。
 ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

加入可能年齢

・基本補償の各コースには年齢制限があります。加入可能年齢の上限に達すると、それぞれ以下の通り自動で移行いたします。

基本補償	本人の加入可能年齢	加入コースの移行について	
		新規	継続
ベストプラン (1~3・11~13コース)	59歳	ベストプランにご加入で60歳に方なられた方はベタープランに移行いたします。	
ベタープラン (4~6・14~16コース)	69歳	ベタープランにご加入で70歳に方なられた方はベーシックプランに移行いたします。	
ベーシックプラン (7~8・17~18コース)	制限なし	—	
ベーシックプラン (9・19コース)	69歳	ベーシックプラン9・19コースにご加入で70歳になられた方はそれぞれ8・18コースに移行いたします。	

・2024年12月1日時点での満年齢です。

個人向けコース一覧

組合員ご本人のみ加入可能です。

- 保険期間1年
- 適用割引^(※1): 団体割引30%、大口契約割引10%、優良割引35%
- 所得補償: 免責(フランチャイズ)期間4日、てん補期間1年
- 長期所得補償: 免責期間365日、てん補期間60歳に達した日まで^(※2)

補償内容	ベストプラン			ベタープラン			ベーシックプラン			
	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
死亡補償	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	300万円	600万円	900万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			300万円		
後遺障害補償 (最高補償額)	ケガ ^(※3) 本人	500万円	1,000万円	1,500万円	500万円	1,000万円	1,500万円	300万円	600万円	900万円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	500万円			500万円			300万円		
手術補償	ケガ ^(※3) 本人	入院中以外の手術: 傷害入院保険金日額×5 (倍) 入院中の手術: 傷害入院保険金日額×10 (倍)								
	ケガ・天災 ^(※4) 本人									
入院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円	5,000円	10,000円	15,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	5,000円			5,000円			5,000円		
通院補償 (1日あたり)	ケガ ^(※3) 本人	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	ケガ・天災 ^(※4) 本人	3,000円			3,000円			3,000円		
被害事故補償	ケガ ^(※3) 本人・家族	1,000万円			1,000万円			1,000万円		
所得補償 ^(※6,7)	病気・ケガ・天災 本人	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	日額3,000円	日額6,000円	日額9,000円	—		
長期所得補償 ^(※7)	病気・ケガ・天災 本人	月額10万円			—			—		
日常生活賠償 ^(※8)	本人・家族	3億円限度			3億円限度			3億円限度		
携行品損害 ^(※8)	本人	20万円限度			20万円限度			20万円限度		

翌日から60歳に達した日までの期間が3年に満たない被保険者についてはてん補期間を3年とし、就業障害が発生した時点で60歳に到達している償金額は、「ケガ・天災」(※4)の補償金額を足し合わせた金額です。(※4)「ケガ・天災」の補償金額部分には、天災危険補償特約がセットされた額を日額として表示しています。(※7)補償金額の設定については、公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、適切な保険金額については補償内容が同様の保険契約がある場合、補償の重複が生じることがあります。(詳細はP135をご覧ください)

		11	12	13	14	15	16	17	18	19	
月払保険料 (単位: 円)	組合員本人 満年齢 (単位: 歳)	17~19歳	1,936	3,156	4,366	1,550	2,770	3,980	990	1,670	2,330
		20~24	2,106	3,486	4,876	1,720	3,100	4,490			
		25~29	2,220	3,670	5,130	1,800	3,250	4,710			
		30~34	2,462	4,072	5,692	1,960	3,570	5,190			
		35~39	2,772	4,562	6,352	2,130	3,920	5,710			
		40~44	3,248	5,268	7,278	2,350	4,370	6,380			
		45~49	3,840	6,100	8,360	2,590	4,850	7,110			
		50~54	4,170	6,550	8,940	2,720	5,100	7,490			
		55~59	4,270	6,740	9,190	2,800	5,270	7,720			
		60~64	—			2,830	5,320	7,810			
65~69	—			3,220	6,120	9,000					
70~	—			—							

・保険料は、保険始期日(2024年12月1日)時点の満年齢によります。・保険料は男女共通です。
・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

基本補償オプション

借家人賠償 (※詳しくはP139~140をご参照ください)				(単位: 円)	
		補償金額		月払保険料	
すべてのコースにセットできます 組合員本人向け (借家人賠償)	借家人賠償補償	1,000万円限度	修理費用補償	100万限度	190
		2,000万円限度			380
家族向けコースにセットできます 一人暮らしのお子さま向け (キッズ借家人賠償)	借家人賠償補償	1,000万円限度	修理費用補償	100万限度	230
		2,000万円限度			420

※キッズ借家人賠償には、右記補償に加え、ケガによる傷害死亡・後遺障害補償(保険金額50万(天災危険補償特約セット))が自動セットされています。

ホールインワン・ アルバイトロス費用 (本人のみ)		(単位: 円)	
すべてのコースにセットできます 30万円限度・50万円限度の どちらかをお選びください			
補償金額	月払保険料		
30万円限度	160		
50万円限度	260		

本人・家族医療に加入希望の方は次のページへ

ステップ 2 本人・家族医療

[正式名称：疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険]

ステップ①の基本補償にご加入いただく必要があります。

病気やケガの治療のために入院された場合、手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

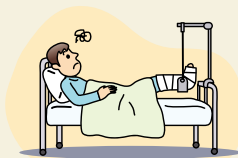
加入可能年齢(本人・家族医療／介護補償を除く医療オプション) 年齢は2024年12月1日時点の満年齢です。

新規 69歳、継続 100歳

補償内容・補償金額

入院保険金(病気・ケガ)

- ・保険期間中の事故によるケガのため、入院された場合に、保険金を支払います。
- ・保険期間の開始後に発病した病気のため、入院された場合に、保険金をお支払いします



入院日額コース

いずれか1つを選択

2,000円

4,000円

6,000円

8,000円

10,000円

《ご注意点》①2024年12月1日時点で69歳以下の方が新規加入いただけます。

②組合員本人・配偶者で70歳以上の方は、入院日額は、2,000円または4,000円のみとなります。

〈本人・家族医療の3つのポイント〉

Point① 病気の場合、疾病入院保険金に加えて

差額ベッド代も対象!!

手術日以降の実費※を100万円まで補償(ケガは除く)!!

(手術日以降の実費とは、手術費、治療費、食事療養標準負担額、差額ベッド代、病衣代等です。)

※日帰り手術の場合は、手術日当日に負担した費用となります。

Point② **日帰り入院** から補償!!



Point③ 支払限度日数が1回の入院について **365日** と安心補償!!

お支払いする保険金

病気による入院	疾病入院保険金日額×入院日数(365日限度、支払対象期間1,000日)
※1 ケガによる入院	入院保険金日額×入院日数(365日限度、事故日から180日以内に入院した場合)
病気による手術	疾病入院保険金日額に関わりなく、① 定額4万円 (入院中以外の手術は 1万円) ② 手術日以降の実費100万円限度 ※2 の両方が受け取れます
※1 ケガによる手術	入院中の手術：入院保険金日額× 10 (倍) 入院中以外の手術：入院保険金日額× 5 (倍) のどちらかが受け取れます

※1 天災危険補償特約がセットされています。

※2 P144～145 手術費用保険金「保険金のお支払額」をご確認ください。

ステップ 3

医療オプション

[正式名称：疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険]

ステップ②の本人・家族医療にご加入いただく必要があります。

医療オプションは本人・家族医療に加え、ご家族お一人お一人に合わせて、ご希望の補償をお選びいただけます。

(医療オプションの説明はP41まで続きます。)

補償内容・補償金額

女性必見

女性特定疾病2倍支払



女性特定疾病で入院された場合に、**疾病入院保険金**（ステップ②の本人・家族医療）を**2倍**にしてお支払いします。また医療オプションの傷害・疾病長期入院、疾病退院後通院も合わせてご加入された場合には、**疾病長期入院保険金**、**疾病退院後通院保険金**についても**2倍**にしてお支払いします。

★乳ガンや子宮頸ガンだけでなく次のガン・病気も対象となります。詳細はP153～154(別表2)「女性特定疾病2倍支払特約における女性特定疾病の範囲」をご覧ください。

<p>〈ガン〉 胃ガン、肺ガン、大腸ガン等</p>	<p>〈女性特有の病気〉 卵巣機能障害、子宮内膜症等</p>
<p>〈女性に多い病気〉 鉄欠乏症貧血、甲状腺障害、関節リウマチ、低血圧症、胆石症、膀胱炎等</p>	<p>〈妊娠、出産にまつわる症状〉 流産、子宮外妊娠等</p>

傷害・疾病長期入院

病気やケガによって入院され、その状態が**90日以上継続した場合**に保険金をお支払いします。

★90日／180日／270日／360日経過後の最高4回お支払い可能です。



補償金額

30万円
(1回につき)

疾病退院後通院

病気のため入院した後に、その**入院の原因となった病気の治療を目的とする通院の場合**に保険金をお支払いします。

★退院後180日以内の通院が対象です。なお支払限度日数は90日となります。



通院1日につき

2,000円

葬祭費用

病気やケガによって亡くなられ、**ご遺族が葬祭費用を負担された場合**にお支払いします。



実費で

200万円限度

抗ガン剤治療

悪性新生物（上皮内新生物を除く）に罹患され、厚生労働省の承認を受けた約款所定の**抗ガン剤による治療**（ホルモン療法を含む）を受けた場合に保険金をお支払いします。

★保険期間中に開始した抗ガン剤治療が補償対象(600万円が限度となります)。

★抗ガン剤治療の保険金額は5万円です。

《ご注意点》

①保険期間満了後も抗ガン剤治療が継続する限り補償の対象となりますが、保険期間満了後に6ヵ月以上治療を中断した場合、再開後の治療は補償されません。

②先進医療に該当するもの、抗ガン剤以外の治療は補償の対象となりません。「抗ガン剤」についてはP150をご確認ください。



抗ガン剤治療を受けた月ごとに
1ヵ月

10万円

乳ガン、前立腺ガンの
ホルモン療法のととき

1ヵ月

5万円

ステップ

3

医療オプション

[正式名称：疾病特約付団体普通傷害保険特約付普通傷害保険]

ステップ②の本人・家族医療にご加入いただく必要があります。

五大疾病一時金

下表の病名に罹患、発病したことが診断され、支払要件を充足した場合に一時金をお支払いします。

病名	保険金をお支払いする要件
ガン (上皮内新生物含む)	ガンに罹患して治療した場合。
心疾患	心疾患を発病し、その心疾患の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。
脳血管疾患	脳血管疾患を発病し、その脳血管疾患の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。
糖尿病	糖尿病を発病し、その糖尿病の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。
高血圧性疾患	高血圧性疾患を発病し、その高血圧性疾患の治療を直接の目的として 入院を開始 した場合。

・保険期間内での支払限度額は五大疾病一時金を上限とします。ただし、保険期間内に糖尿病と高血圧性疾患の一時金の両方を受け取ることができません。

一時金額

いずれか1つを選択
100万円
200万円
300万円

・糖尿病と高血圧性疾患の支払限度額は五大疾病一時金額×20%とします。



WIDE

高度医療費用 (旧先進医療費用 ガン以外の先進医療も対象)

病気やケガの治療のため、国内で高度医療を受けられた場合に、先進医療、拡大治験または患者申出療養に要する**費用・交通費***1・**宿泊費***2をお支払いします。

※1 転入院・退院のための交通費を含みます。

※2 宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。



実費で

2,000万円限度
(保険期間通算)

先進医療

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養です。高い治療効果が注目を集めていますが、先進医療に係る費用は患者の全額自己負担となるため、高額な治療費が必要な場合があります。



拡大治験

平成28年1月にスタートした国の制度。命にかかわる重い病気の患者に、承認されていない薬を人道的に治験*できるようにした制度です。通常の治験と異なり、患者自身が高額な費用を負担しなければならない場合があります。

※医薬品もしくは医療機器の製造販売に関して、医薬品医療機器等法上の承認を得るために行われる臨床試験のこと



患者申出療養

平成28年4月にスタートした国の制度。患者からの申出をもとに審査を行い、より身近な医療機関で未承認薬などの先進的な医療を受診できるようにする制度です。治療の選択肢が増える一方、未承認薬などに係る費用は患者の全額自己負担となるため、治療費が高額になる場合があります。



患者申出療養において患者負担額が1,000万円を超える実績もあります。また、高度医療費用が支払対象とする「先進医療・患者申出療養・拡大治験」は、「受療日時点」で認定されているものになりますので、今後に備えておく必要があります。

■治療費用が高額となる療養例 厚生労働省 先進医療評価会議資料・患者申出療養評価会議資料より抜粋

項番	治療費用が高額となる療養	区分	患者平均負担額/件
1	耳介後部コネクターを用いた植込み型補助人工心臓による療法 (重症心不全)	患者申出療養	16,137,000円
2	レジパスビル・ソホスブビル経口投与療法 (ジェノタイプ1型C型肝炎ウイルス感染に伴う非代償C肝硬変)	患者申出療養	4,878,000円
3	重粒子線治療	先進医療	3,149,172円
4	陽子線治療	先進医療	2,765,086円

親の介護が身近に。組合員ご自身も含め、ご家族が介護状態になったときの金銭的負担に備えましょう!!

介護補償加入可能年齢 年齢は2024年12月1日時点の満年齢です。

- 本人、配偶者、親族（子ども、兄弟姉妹、組合員本人と同居の親族） 新規69歳、継続100歳
- 両親 新規74歳、継続100歳

介護一時金(要介護2以上、もしくは 要介護3以上から選択)

所定の要介護状態となり、その状態が30日を超えて継続したときに、保険金をお支払いします。(1回限り)



一時金 **100万円** **200万円**

ケガによる死亡・後遺障害補償*最高50万円
(天災危険補償特約セット)

介護年金(要介護2以上、もしくは 要介護3以上から選択)

所定の要介護状態となり、その状態が30日を超えて継続したときに、右記保険金をお支払いします(保険金はその状態が継続する限り、一生お支払いします)。



年金 **60万円** **120万円**

ケガによる死亡・後遺障害補償*最高50万円
(天災危険補償特約セット)

*ケガによる死亡・後遺障害補償については、P143をあわせてご確認ください。

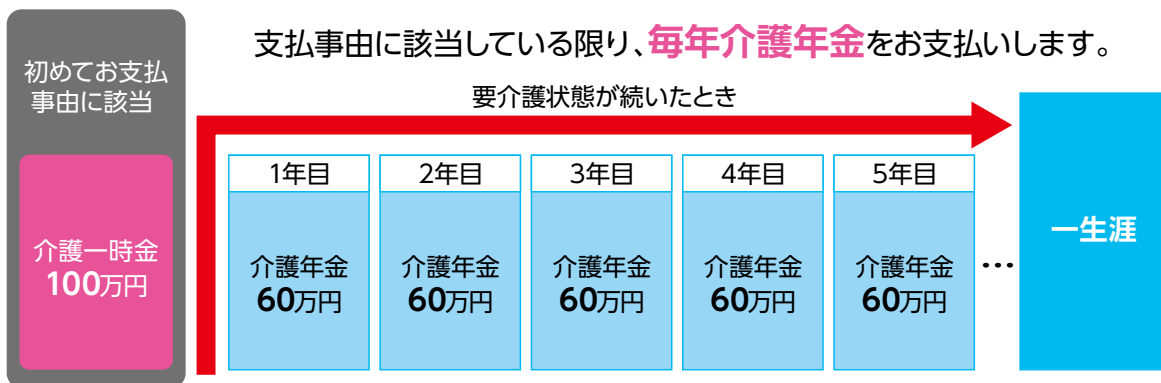
要介護2とは?

立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要となったり、物忘れが見られることがあります。

要介護3とは?

自力での立ち上がりや歩くこと入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要です。いくつかの問題行動や、理解の低下が見られることがあります。

〈お支払いイメージ(要介護2 一時金100万円、年金60万円の場合)〉



《ご注意》

●介護一時金・介護年金共通

- ①それぞれの医療オプションに新規加入、増額または要介護3以上から要介護2以上への変更を希望される場合には、加入申込票の健康状況告知をいただく必要があります。既に要介護状態にある方は新規加入・増額・要介護2以上への変更はできません。
- ②介護一時金と介護年金を両方ご加入される場合において、要介護2以上と要介護3以上を混在して加入することはできません。(ただし、被保険者毎に要介護2以上・要介護3以上を選択することは可能です。)
- ③「所定の要介護状態」についてはP151をご覧ください。

●介護一時金

介護一時金をお受け取りになられた方は、次年度より介護一時金の継続加入はできません。

本人・家族医療／医療オプション保険料表

加入可能年齢（本人・家族医療／介護補償を除く医療オプション）

新規 69歳、継続 100歳

本人・家族医療の補償

※医療オプションの女性特定疾病2倍支払セット有無を選択していただきます。

(ケガ・病気)入院日額		2,000円		4,000円		6,000円		8,000円		10,000円	
女性特定疾病2倍支払		なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	240	250	420	440	610	630	800	830	1,000	1,030
	5～9 歳	190	200	320	340	450	470	590	620	740	770
	10～14 歳	190	200	310	330	440	460	570	600	710	740
	15～19 歳	250	260	410	430	560	590	730	770	890	940
	20～24 歳	340	390	560	660	780	930	1,010	1,210	1,240	1,490
	25～29 歳	370	440	600	740	830	1,040	1,070	1,360	1,310	1,670
	30～34 歳	400	490	650	830	910	1,180	1,170	1,530	1,440	1,890
	35～39 歳	470	560	760	940	1,050	1,330	1,350	1,720	1,650	2,120
	40～44 歳	560	670	910	1,130	1,250	1,590	1,610	2,050	1,960	2,520
	45～49 歳	670	810	1,100	1,380	1,520	1,940	1,960	2,520	2,400	3,090
	50～54 歳	850	1,020	1,390	1,730	1,930	2,440	2,480	3,160	3,030	3,880
	55～59 歳	1,080	1,280	1,770	2,170	2,460	3,060	3,160	3,960	3,860	4,860
	60～64 歳	1,410	1,640	2,290	2,750	3,170	3,860	4,060	4,990	4,950	6,110
	65～69 歳	1,780	2,050	2,890	3,430	4,010	4,800	5,130	6,190	6,260	7,570
	70～74 歳	2,460	2,770	4,070	4,690	70歳以上の方は、入院日額が2,000円もしくは4,000円に移行いたします。					
75～79 歳	2,650	2,920	4,410	4,950							
80～84 歳	3,110	3,350	5,130	5,610							
85～100歳	3,460	3,690	5,790	6,250							

各種医療オプション

※本人・家族医療の補償で女性特定疾病2倍支払をご選択いただいた場合は、傷害・疾病長期入院、疾病退院後通院でも女性特定疾病2倍支払をご選択いただく必要があります。

傷害・疾病長期入院※			
女性特定疾病2倍支払	なし	あり	
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	70	70
	5～9 歳	50	50
	10～14 歳	70	70
	15～19 歳	70	70
	20～24 歳	70	70
	25～29 歳	70	70
	30～34 歳	70	70
	35～39 歳	70	100
	40～44 歳	100	120
	45～49 歳	120	150
	50～54 歳	150	210
	55～59 歳	180	230
	60～64 歳	230	320
	65～69 歳	320	370
	70～74 歳	480	560
75～79 歳	560	650	
80～84 歳	560	620	
85～100歳	700	780	

疾病退院後通院※			
女性特定疾病2倍支払	なし	あり	
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	50	60
	5～9 歳	20	20
	10～14 歳	10	10
	15～19 歳	10	10
	20～24 歳	20	30
	25～29 歳	30	50
	30～34 歳	30	50
	35～39 歳	30	50
	40～44 歳	40	60
	45～49 歳	50	80
	50～54 歳	90	120
	55～59 歳	140	190
	60～64 歳	230	290
	65～69 歳	370	460
	70～74 歳	680	820
75～79 歳	1,000	1,160	
80～84 歳	1,170	1,310	
85～100歳	1,350	1,480	

葬祭費用		
月払保険料(単位・円)	0～4 歳	140
	5～9 歳	20
	10～14 歳	20
	15～19 歳	40
	20～24 歳	40
	25～29 歳	50
	30～34 歳	60
	35～39 歳	90
	40～44 歳	150
	45～49 歳	260
	50～54 歳	440
	55～59 歳	660
	60～64 歳	1,090
	65～69 歳	1,790
	70～74 歳	2,870
75～79 歳	4,930	
80～84 歳	8,740	
85～100歳	25,150	

●保険料は、保険始期日（2024年12月1日）時点での満年齢によります。
●ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更となると、保険料が変更になります。

各種医療オプション

高度医療費用			五大疾病一時金				抗ガン剤治療		
月払保険料(単位・円)	年齢	金額	一時金	100万円	200万円	300万円	月払保険料(単位・円)	年齢	金額
			0~100歳	60	0~4歳	30			
			5~9歳	30	60	90	5~9歳	70	
			10~14歳	30	60	90	10~14歳	70	
			15~19歳	30	70	100	15~19歳	70	
			20~24歳	50	100	150	20~24歳	70	
			25~29歳	110	220	330	25~29歳	110	
			30~34歳	190	390	580	30~34歳	180	
			35~39歳	310	620	920	35~39歳	200	
			40~44歳	480	960	1,440	40~44歳	440	
			45~49歳	700	1,400	2,100	45~49歳	740	
			50~54歳	910	1,810	2,720	50~54歳	1,010	
			55~59歳	1,360	2,720	4,080	55~59歳	1,090	
			60~64歳	2,390	4,790	7,180	60~64歳	1,230	
			65~69歳	3,310	6,630	9,940	65~69歳	1,550	
			70~74歳	4,310	8,630	12,940	70~74歳	1,900	
			75~79歳	4,840	9,680	14,520	75~79歳	2,380	
			80~84歳	3,790	7,590	11,380	80~84歳	2,070	
			85~100歳	3,410	6,820	10,230	85~100歳	2,030	

介護補償加入可能年齢

●本人・配偶者、親族(子ども、兄弟姉妹、組員本人と同居の親族) 新規69歳、継続100歳 ●両親 新規74歳、継続100歳

介護一時金*						介護年金*					
コース	年齢	要介護2以上		要介護3以上		コース	年齢	要介護2以上		要介護3以上	
		100万	200万	100万	200万			60万	120万	60万	120万
月払保険料(単位・円)	0~4歳	50	50	50	50	月払保険料(単位・円)	0~4歳	190	350	160	270
	5~9歳	50	50	50	50		5~9歳	190	350	160	270
	10~14歳	50	50	50	50		10~14歳	190	350	160	270
	15~19歳	50	50	50	50		15~19歳	190	350	160	270
	20~24歳	50	50	50	50		20~24歳	190	350	160	270
	25~29歳	50	50	50	50		25~29歳	180	310	140	250
	30~34歳	50	50	50	50		30~34歳	160	290	130	220
	35~39歳	50	50	50	50		35~39歳	150	270	120	210
	40~44歳	50	50	50	50		40~44歳	140	240	120	190
	45~49歳	50	60	50	60		45~49歳	240	450	180	330
	50~54歳	60	90	60	70		50~54歳	430	810	300	570
	55~59歳	100	150	80	120		55~59歳	840	1,640	550	1,070
	60~64歳	170	300	130	210		60~64歳	1,560	3,090	970	1,890
	65~69歳	340	650	240	440		65~69歳	3,080	6,120	1,790	3,540
	70~74歳	730	1,410	480	920		70~74歳	6,050	12,060	3,350	6,650
	75~79歳	1,570	3,100	1,000	1,950		75~79歳	10,670	21,300	5,600	11,170
	80~84歳	3,990	7,950	2,490	4,940		80~84歳	23,250	46,460	11,780	23,520
85~100歳	8,020	16,010	5,310	10,590	85~100歳	38,180	76,320	20,600	41,170		

*介護一時金・介護年金ともにそれぞれケガによる死亡・後遺障害補償(保険金額50万円)がセットされます。ケガによる死亡・後遺障害補償については、P143をあわせて確認ください。

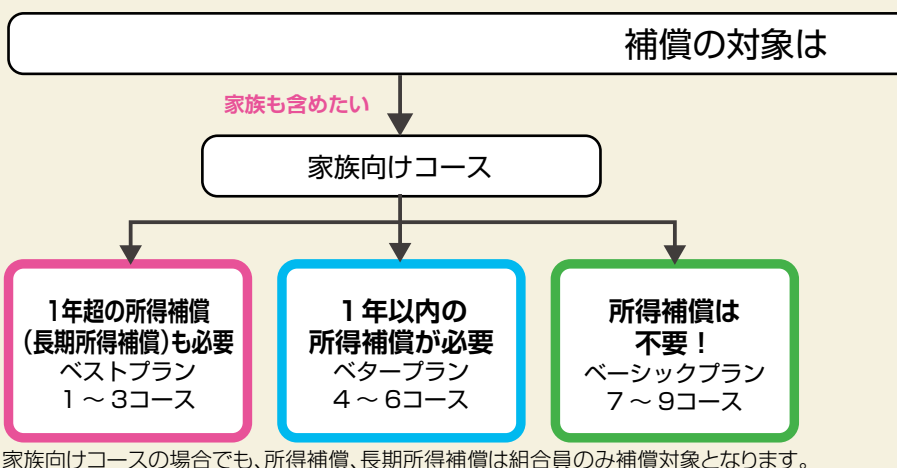
リリーフの

ステップ 1

基本補償

- まずは、ケガなどの「基本補償」の加入内容について確認しましょう。
- すべてのプランに
 - ・日常生活賠償3億円
 - ・携行品20万円
 - ・被害事故1,000万円
 がセットされています。

詳細はP36、37へ



ステップ 2

本人・家族医療

本人・家族医療に加入するには、基本補償の加入が必要です。

- 病気の入院や手術に対する補償は必要ですか？
基本補償が個人向けコースの場合、本人・家族医療も組合員ご本人のみの加入となります。

入院保険金日額を
ご家族お1人ずつ
選択できます!
2,000円～10,000円まで
5種類あります。
詳細はP38へ

おすすめ

〈全コース加入可〉

借家人賠償

補償額1,000万円または
2,000万円から選択できます。

詳細はP37へ

ステップ 3

医療オプション

医療オプションに加入するには、「本人・家族医療」への加入が必要です。

- 病気に対するその他オプションは必要ですか？

女性に
おすすめ

女性特定疾病
2倍支払



詳細はP39へ

傷害・疾病
長期入院



詳細はP39へ

疾病退院後
通院



詳細はP39へ

葬祭費用



詳細はP39へ

加入可能

・基本補償の各コースには年齢制限があります。加入可能年齢の上限に達すると、それぞれ以下の通り自動で移行いたします。

	本人の加入可能年齢	加入コースの移行について	
		新規	継続
基本補償	ベストプラン (1～3・11～13コース)	59歳	ベストプランにご加入で60歳に方なられた方はベタープランに移行いたします。
	ベタープラン (4～6・14～16コース)	69歳	ベタープランにご加入で70歳に方なられた方はベーシックプランに移行いたします。
	ベーシックプラン (7～8・17～18コース)	制限なし	—
	ベーシックプラン (9・19コース)	69歳	ベーシックプラン9・19コースにご加入で70歳になられた方はそれぞれ8・18コースに移行いたします。

年齢は、2024年12月1日時点での満年齢です。

加入の流れ

誰にしますか？

組合員ご本人のみ

⚠️ 本人・家族医療に被保険者本人としてご加入
いただける方もご本人のみになります

個人向けコース

1年超の所得補償
(長期所得補償)も必要
ベストプラン
11～13コース

1年以内の
所得補償が必要
ベタープラン
14～16コース

所得補償は
不要！
ベーシックプラン
17～19コース

基本補償オプション

〈家族向けコースのみ加入可〉

キッズ借家人賠償

補償額1,000万円または
2,000万円から
選択できます！
詳細はP37へ

〈組合員のみ加入可〉

ホールインワン・
アルバイトロス費用

補償額30万円または
50万円から
選択できます！
詳細はP37へ

高度医療費用



詳細はP40へ

五大疾病一時金



詳細はP40へ

抗ガン剤治療



詳細はP39へ

介護一時金



詳細はP41へ

介護年金



詳細はP41へ

リリースの基本補償で補償される方の範囲を
確認しましょう！

所得補償、長期所得補償は組合員のみ補償対象となります。

家族の範囲	家族向けコース	個人向けコース
本人	○	○
配偶者	○	△
同居の子ども	○	△
別居の未婚の子	○	△
別居の既婚の子	×	×
同居の両親	○	△
別居の両親	×	×
同居の親族	○	△
別居の親族	×	×

○：基本補償のすべてが対象となります。

△：日常生活賠償および被害事故補償のみ対象となります。

×：対象外となります。

Point

本人・家族医療において、本人以外が加入される
場合、基本補償は家族向けコースへの加入が必要
です。ただし、ご両親(同居・別居問わず)が介
護オプションのみに加入される場合は、基本補償
のコースは問いません！

年齢の一覧

・本人・家族医療は、2024年12月1日時点で加入可能年齢を超えた場合、補償がなくなります。

	本人・配偶者		親族 (子ども、兄弟姉妹、組合員本人と同居の親族)		両親 (同居・別居問わず)	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続
本人・家族医療						
医療オプション	女性特定疾病2倍支払					
	傷害・疾病長期入院					
	疾病退院後通院					
	葬祭費用					
	高度医療費用	69歳	100歳	69歳	100歳	69歳
	五大疾病一時金					
	抗ガン剤治療					
	介護一時金					74歳
	介護年金					

●年齢は、2024年12月1日時点での満年齢です。

●加入申込票には、該当の被保険者は表示せずにご案内しています。

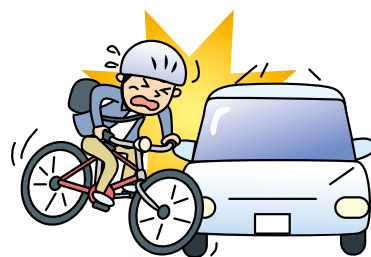
自転車条例にはリリーフの基本補償で備えましょう！

「自転車損害賠償責任保険」加入義務化は、組合員の皆さまの居住エリアの自治体においても条例改正しています。リリーフ・基本補償の「日常生活賠償」で条例に備えましょう！

自転車賠償保険の加入状況確認についてはリリーフの加入者証をもって証明できます。

条例等で自転車賠償保険加入を義務化した自治体

施行実施年月	自治体
2019年4月	仙台市
2020年4月	東京都
2020年7月	山形県
2021年4月	宮城県
2021年7月	青森県 ^(注)
2022年4月	秋田県・福島県
2022年10月	新潟県
2023年7月	岩手県 ^(注)



※2024年5月現在（引受保険会社にて各都道府県より発信された情報より作成）

(注) 自転車保険加入を努力義務としている自治体。

自転車事故における日常生活賠償の3つのポイント

1. 日常生活賠償で最大3億円まで補償！

自転車事故で高額な賠償を求められることがあります。3億円の補償で備えられます。

2. あんしんの示談交渉サービス付！（国内事故のみ）

相手をケガさせてしまった場合等、三井住友海上が相手方と交渉し解決にあたります。

3. 個人向けコースでも日常生活賠償は家族が補償対象に！

組合員本人に加え配偶者・同居の親族・別居の未婚のお子さまも被保険者（補償の対象者）となります。

自転車事故による判決認容額^(注)：9,521万円の判決

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）

（注）判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です（上記金額は概算額）。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故」から作成



事故の連絡方法

ご都合に合わせた①、②、③の3つの請求方法をご用意しております。

事故のご連絡には10ケタの組合員番号が必要となります。イオンカード、加入者証、利用明細書等に記載されておりますので、ご準備ください。

1 三井住友海上電力生協事故受付ダイヤルへのご連絡で保険金請求ができます

電力生協専用の事故受付ダイヤルをご用意しました!!

MS&AD 電話：0120-246-258
三井住友海上 受付時間：9:00~21:00 年中無休

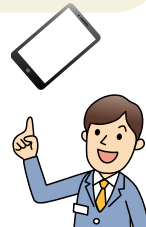
2 保険金請求WEB「スマートフォン」、[PC] いつでも・どこでも簡単に事故連絡・保険金請求手続きができます

ケガ、病気、携行品の事故が対象

万一の事故にあわれたときは「保険金請求WEB」をご利用ください

簡単にアクセス! お手続きの詳しい説明もこちらから!

※PCの方はこちらから⇒<https://www.web-ms-ins.jp/scweb/?p=6e5ug>



保険金請求WEBのメリット

- 速い!** 1回のWEB手続きでペーパーレスに事故の連絡と保険金請求ができます。
- 簡単!** 簡単にお手続きをスタート。ガイドにしたがって入力できるので簡単です。
- 便利!** 提出書類を、スマートフォンのカメラで撮影してWEBにアップロードすることで郵送不要です。



「保険金請求WEB」でできる手続き (詳細はP49をご参照ください。)

ケガ・病気・携行品はWEBで簡単に保険金請求手続きができます



以下の①、②、③を満たすものが対象となります。

- ①ご本人 (未成年者の場合は親権者) のお手続きであること。
- ②保険金の振込指定口座がご本人名義であること。
- ③ケガの場合は治療が終了していること。

次の場合はWEB手続きで書類のダウンロード、アップロードが必要となります。請求書類はWEB画面から取り出すことができます。

- ・保険金の振込指定口座がご本人名義以外の場合は保険金請求書の作成が必要です。
- ・ケガ、病気の保険金のご請求額が30万円*を超える場合は診断書が必要です。
- *ガン・急性心筋梗塞・脳卒中により医療オプションの保険金をお支払いする場合は10万円となります。

おすすめです。スムーズに行えます。

3 東北電力生協 保険部へのご連絡で保険金請求ができます



2023年12月1日以降に発生した事故の受付を致します。

電話：0120-715-090
受付時間：平日10:00~16:00

※2023年12月1日16時以前に発生した事故は、東日本興業にご相談ください。

ご相談の場合

① 電力生協事故受付ダイヤルでの請求方法

三井住友海上電力生協事故受付ダイヤルへ連絡
0120-246-258 (通話料無料)

オペレーターによる
事故受付



請求方法の選択



書類での保険金請求を
ご希望の場合



WEBでの保険金請求をご希望の
場合(スマホのみ)

SMS

三井住友海上から
ショートメール受信

今日 12:36

三井様 三井住友海上です。ご
連絡いただきました保険金のご
請求についてWEB手続きのご
案内です。
保険金請求の準備が整いました
ら、次のURLからお手続きさ
ください。
お客さまの受付番号
1234567890
<https://kps.ms/a/ALGLnu>
傷病2 SC 担当 〇〇〇〇
03-3259-8108



保険金請求書類を郵送で受け取り
(三井住友海上 ⇒ 組合員)

URLをクリック。WEB画面に受付番号10桁を
入力して「手続きを始める」をクリック。
必要書類をアップロードする。



保険金請求書類を記入。
必要書類を添付して返送
(組合員 ⇒ 三井住友海上)

WEB保険金請求
～簡単・いつでも・ペーパーレスでスピーディー～

ペーパーレスで1回の
WEB手続きで保険金のご請求まで完結しま
す。

ご利用いただける条件は次のとおりです。

- ①ケガをしたご主人 (17歳以下の未成年者
は親権者) のお手続きであること。
- ②治療が終了していること。
- ③保険金の振込指定口座がご主人名義である
こと。 ※

※ご本人名義でない場合は、このシステムから保険金請求書をお申込み
できません。お申し込みの際は、このシステムから保険金請求書をお申込み
のうえ、アップロードしていただくことが必要です。

※お問い合わせはショートメールに記載の電話番号にご連絡ください。

② 保険金請求WEBでの請求方法

組合員番号が不明な場合は①の電力生協事故受付ダイヤルでの請求をご利用ください。

保険金請求WEBはケガの治療が終了してからご利用ください。

● 保険金請求WEBをご利用されるにあたり、事前にご用意いただくもの（一般的な例）

ご用意いただくもの	
ケガ・病気	病院から発行された領収書と診療報酬明細書（入院日、通院日、手術内容を入力いただきます。） ・ご請求額が30万円を超える場合は保険会社指定の診断書が必要です。 （ガン・急性心筋梗塞・脳卒中が原因で保険金をお支払いする医療オプションの場合は10万円となります。） ・固定具を装着した場合には、固定器具名と固定期間を入力いただきます。
携行品損害	壊した場合 ①修理可能な場合、修理見積書または領収書と壊れたものを写した写真 ②修理不能な場合、修理不能証明書と壊れたものを写した写真 盗難の場合 警察に届出した際に発行される盗難届出証明書 ・壊れた物は保険金のお支払い手続きが完了するまでお手元に保管してください。

保険金請求の状況により他の資料が必要となる場合がありますのでご了承ください。

1. スマートフォンもしくはPCでアクセスします。



PCの方はこちらから
<https://www.web-ms-ins.jp/scweb/?p=6e5ug>

2. トップ画面が表示されますので、下方にスクロールし、組合員番号を入力し、ログインします。



3. ケガ、病気、携行品の損害のいずれの事故かを入力し、必要事項を入力します



4. ケガ、病気の保険金のご請求が30万円を超える場合は、診断書が必要となります。

①手続きの選択 → ②入力 → ③確認 → ④完了

【書類のご提出について】

1度の病気で保険金のご請求額が30万円*以下の場合は、WEB手続きで治療状況の入力をいただくことにより診断書のご提出を省略することができます。お手元に治療の診療明細書（または治療費領収書）をご準備してください。
 次の場合はWEB手続きに加え、書類のご提出が必要となります。
 ・保険金のご請求額が30万円*を超える場合は診断書の提出が必要です。診断書の取付費用はお客さまのご負担となります。
 ・ご請求額が不明な場合はWEB手続きをいただいた後、診断書などが必要な場合は担当者からご案内します。
 *ガン・急性心筋梗塞・脳卒中のご請求でこれらの病状に特定してお支払いする保険金の特約がセットされている契約の場合は10万円となります。
 *新型コロナウイルス感染症のご請求の場合、「My HER-SYS 画像の療養証明書」、または、「医療機関のPCR検査結果など新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかるもの」のご提出が必要です。

診断書の取付について教えてください。

● 「My HER-SYS 画像の療養証明書」などは「診断書なし」を選択してください。



*弊社所定の診断書以外の場合は、記載内容により弊社所定の診断書をお願いすることがあります。

5. 必要事項を入力し、保険金のご請求に必要な書類をアップロードします。

①選択 → ②入力画面 保険金請求・病気 → ③確認 → ④完了

請求書類のアップロード

保険金の請求に必要な書類は次のとおりです。画像をアップロードしてください。なお下記以外の書類をお願いすることがありますので、ご了承ください。

アップロードした書類にチェックを入れてください。

診断書

総合医療保障プランに適用されている割引について

- 総合医療保障プランの割引率は、「数多くの組合員の皆さまにご加入いただくことによるスケールメリット」および「優良な損害率(全体の保険料とお支払いした全体の保険金の割合)」を背景に、過去から大幅な割引率が適用されております。
- 総合医療保障プランは、万一の事故や、予期せぬ病気等への備えとして多くの組合員の皆さまにお役立ていただいております。2023年度の保険金お支払い金額の実績は、新型コロナウイルス感染症の影響により前年に比べ約21億円増加し、全国で147億円となりました。
- そのため、2024年度総合医療保障プランの「損害率による割増引率」は35%となり、最大で約59%^(注)の大幅な割引率が適用されますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

(注) 傷害部分(ケガの補償の部分)につきましては、団体割引30%、大口契約割引10%、損害率による割増引35%が適用されています。割引前の保険料にこれらの割引を連乗して割引後の保険料を算出しており、割引後の保険料水準は、割引前の約41%水準(= (1-30%) × (1-10%) × (1-35%))となります。傷害以外の部分につきましては団体割引30%、損害率による割増引35%が適用されており、同様の計算で割引前の約45%水準となります。

安定的な制度運営のためのお願い

- 総合医療保障プランは、全国の電力生協組合員間の相互扶助の観点から、万一の事故や予期せぬ病気等への備えとして、組合員の皆さまが「低廉な保険料で大きな補償を手に入れる」ことをめざして、制度創設以来運営しています。保険料負担が少なくご加入いただける本制度に、より多くの組合員の皆さまにご加入いただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。
- 総合医療保障プランの制度メリットを維持し安定的な制度運営を継続していくために、以下の点についてご理解くださいますよう、お願いいたします。

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入ができない場合や補償内容を変更させていただくことがあります。
- 保険金をお支払いするために必要な事項(注)の確認を行うために、保険会社より、医療機関など専門機関の診断結果の照会等を行うことがあります。

(注) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

ぜひ、制度趣旨をご理解くださいますよう、お願いいたします。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。リリーフ[※]にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

※メンタルヘルス相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・利用者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療	●健康・医療相談 ●医療機関総合情報提供 等
介護	●介護に関する情報提供 ●介護に関する悩み相談 等
認知症・行方不明時の対応相談	●認知症に関する情報提供と悩み相談 ●認知症の方の行方不明時の対応に関する相談 等
暮らしの相談	●暮らしのトラブル相談 ●暮らしの税務相談
情報提供・紹介サービス	●子育て相談(12歳以下) ●暮らしの情報提供 等

■三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療・介護に関する情報をご提供します。

※サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

※お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

※本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

※本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

リリースQ&A

●手続きについて

Q1.. 告知は必要ですか？

A1.. ご加入いただくコースによっては必要です。「ベストプラン」「ベタープラン」「本人・家族医療」「医療オプション」へ新規にご加入の方または疾病を補償する部分について補償を拡大する場合は「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。最多4箇所ありますのでお忘れなくご記入ください。

Q2.. 勤労所得がなくなったら…

A2.. 勤労所得がなくなられた場合には、「ベストプラン」「ベタープラン」にご加入の方は「ベーシックプラン」に変更する必要がありますので、東北電力生協 保険部までご連絡ください。

Q3.. 両親のみ医療オプションの「介護一時金」「介護年金」に加入することは可能ですか？

A3.. ご両親の同居、別居問わず可能です。ただし、組合員ご本人さまに基本補償の「個人向けコース」、「家族向けコース」いずれかに加入していただく必要があります。

●補償について

◆基本補償について

Q4.. 学校から貸与されているタブレットを外出先で落として壊しましたが、携行品損害で補償対象になりますか？

A4.. 他人から借りたものは対象になりません。補償対象となるのは、被保険者さまが所有している身の回り品に限ります。

Q5.. 借戸室のフローリングなどを破損してしまいましたが、借家人賠償の保険金請求は退去する時でも大丈夫ですか？

A5.. 退去時ではなく破損したときに速やかに東北電力生協 保険部までご連絡ください。

Q6.. 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術は支払対象になりますか？

A6.. 捻挫・打撲・脱臼・骨折の場合にかぎり接骨院や整骨院で柔道整復師の治療(施術)を受けた場合も保険金のお支払対象となります。(骨折・脱臼にかかる柔道整復師の施術は、応急手当以外は医師の同意がないかぎり、柔道整復師法で認められていません。)

◆本人・家族医療について

Q7.. 「手術費用保険金」の「手術実費」は領収証記載の金額が支払われるのですか？

A7.. 手術日以降に負担された治療費等をお支払いします。ただし、ご加入の健康保険付加給付や高額療養費等を除きお支払いします。

Q8.. 異常妊娠による帝王切開で入院したが、補償されますか？

A8.. 「療養の給付」等の支払対象となる場合は補償されます。

Q9.. 検査入院しましたが、支払対象となりますか？

A9.. 病気の治療のため医師の指示に基づき入院した場合、対象となります。人間ドックや健康診断などによる入院で、治療のための医師の指示に基づかない場合は支払対象外となります。

●その他

Q10.. 携行品損害における外出先とは…

A10.. 被保険者の居住施設外をいいます。居住施設とは、一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内(含む専用使用権を有する庭・物置等)をいいます。

Q11.. 本人・家族医療オプションにおける「日帰り入院」とは…

A11.. 治療のために入院し、入院日と同じ日に退院したものをいいます。入院の有無は原則として医師の診断書の入院期間欄により判断します。なお、診療明細書等に入院基本料等が算出されている場合、入院したものと推定する場合があります。